

平成25年第2回（11月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成25年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

第1日（11月1日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告(午後1時30分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
日程第1 仮議席の指定について	5
諸般の報告	5
日程第2 議長の選挙について	5
追加議事日程	6
日程第1 議席の指定について	7
会議録署名者の指名	7
日程第2 会期の決定について	7
日程第3 議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	8
日程第4 議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	9
日程第5 議案第11号 専決処分の承認について（平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））	10
日程第6 議案第12号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定	12
日程第7 議案第13号 広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について	20
日程第8 議案第14号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	21
日程第9 議案第15号 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	23
日程第10 一般質問（21番佐中議員）	25
（28番片山議員）	28
議了宣告	31
広域連合長の閉会挨拶	31
閉会宣告(午後2時49分)	31
会議録署名	32

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第17号

平成25年11月1日（金曜日）国保会館6階大会議室 I

出席議員

1番	金	子	和	彦
2番	元	田	賢	治
3番	米	津	欣	子
5番	北	川	一	清
6番	神	田	隆	彦
7番	稲	田	雅	士
8番	分	野	達	見
9番	藤	本	友	行
10番	高	橋	輝	幸
11番	小	林	茂	裕
12番	加	藤	吉	秀
13番	沖	原	賢	治
15番	西	川	健	三
16番	寺	尾	孝	治
17番	角	田	俊	司
18番	児	玉	史	則
20番	梶	川	三樹夫	
21番	佐	中	十九昭	
22番	馬	上	勝	登
23番	出	下		孝
24番	中	本	正	廣
26番	浜	田	明	利
27番	福	田	義	人
28番	片	山	元八郎	

欠席議員

4番	太	田	憲	二
14番	竹	内	光	義
25番	真	倉	和	之

説明員

広域連合長	伊	藤	吉	和
代表監査委員	高	見	貞四郎	
広域連合事務局長	山	本	宏	治
広域連合事務局次長兼総務課長	竹	田	幸	生
業務課長	山	川	聡	吉
総務課企画財政係長	南		克	仁

議事補助員

議会事務局長	森	岡	良	夫
議会事務局次長	末	友	美	恵
書記	瀬	尾	朋	文

議事日程（第１号）

（平成２５年１１月１日 午後１時３０分開議）

日程第１ 仮議席の指定について

日程第２ 議長の選挙について

追加議事日程

日程第１ 議席の指定について

日程第２ 会期の決定について

日程第３ 議案第 ９号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第４ 議案第１０号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

日程第５ 議案第１１号 専決処分の承認について（平成２４年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号））

日程第６ 議案第１２号 平成２４年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定

日程第７ 議案第１３号 広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について

日程第８ 議案第１４号 平成２５年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）

日程第９ 議案第１５号 平成２５年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第１０ 一般質問

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後 1 時 30 分 開 会

○広域連合議会事務局長（森岡良夫）

申し上げます。

本日の定例会は、議長が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間
地方自治法第 106 条第 1 項の規定によりまして、小林副議長に議事の進行をお願い
いたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○副議長（小林茂裕）

ただいまの出席議員 24 名であります。

地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから、平成
25 年第 2 回広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

失礼をいたします。平成 25 年第 2 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、
御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多
用のところ御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このところの国においての色々な動向でございますが、後期高齢者医療制
度の見直しについては、皆様御承知のとおり、8 月に国の社会保障制度改革国民会
議の報告書がまとめられまして、その中で当制度については「現在では十分定着し
ていると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、

後期高齢者支援金に対する全面総報酬割導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当である。」というふうにされたところでございます。民主党政権下では廃止という位置づけできたわけですが、基本的には制度の定着といったことを位置づけられたというふうになってございます。

また、この報告書を踏まえました、いわゆる社会保障制度改革のためのプログラム法案なるものが、現在国会で審議されております。こうした国の動向があるわけですが、こういったことを見守りながら、我々としては、引き続きしっかりと広域連合を運営して参りたいというように考えております。

さて、当広島県の広域連合の概況でございますが、平成 24 年度の被保険者数は、35 万 8,560 人と、昨年度と比べまして、8,500 人余り、2.4%増加してございます。ちなみに、制度発足時の平成 20 年度と比べますと約 3 万 5 千人、ちょうど 1 割強の増加となっております。

医療給付費も、3,458 億円余りで、被保険者数の増加などに伴いまして、昨年度に比べまして、92 億円、2.7%増加をしてございます。

被保険者 1 人当たりいたしますと、約 96 万 4 千円ということになっております。

このような高齢化の進展に伴いまして、今後も医療給付費は増加をせざるを得ないというふうに考えてございます。

これからも国の動向を注視しつつ、現場の声を国に届け、安定した制度の運営に努めて参りたいと考えておるところでございます。

本日の本定例会では、平成 24 年度の歳入歳出決算認定をはじめ、補正予算等、重要案件を提出させていただいてございます。

これらの案件につきましては、後ほど御説明申し上げますが、何とぞ慎重審議の上、承認又は議決を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（小林茂裕）

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程（第 1 号）のとおりでございます。

この日程によって議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小林茂裕）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第１ 「仮議席の指定について」

○副議長（小林茂裕）

日程第１「仮議席の指定について」を議題といたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

この際、御報告いたします。

一身上の都合により、８名の方から辞職願が提出され、閉会中につき、それぞれ坂町の折出直幸議員については５月１日付け、尾道市の檀上正光議員については６月１１日付け、広島市の今田良治議員、佐々木壽吉議員、若林新三議員、碓氷芳雄議員については６月１２日付け、東広島市の坂本一彦議員については６月２８日付け、呉市の加藤忠二議員については９月１１日付けで許可いたしておりますことを御報告いたします。

△ 日程第２ 「議長の選挙について」

○副議長（小林茂裕）

次に、日程第２「議長の選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小林茂裕）

御異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名は、副議長において行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小林茂裕）

御異議なしと認めます。

副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、議長に1番金子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

1番金子議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小林茂裕）

御異議なしと認めます。

よって、1番金子議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました金子議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

以上で私の議事進行の職務を終わり、議長に交代させていただきます。

御協力ありがとうございました。

○議長（金子和彦）

ただいま議長に選出をいただきました金子でございます。

一言御挨拶をさせていただきます。

このたびは、広域連合議会の議長に御推挙いただき、誠に身に余る光栄でありますとともに、身の引き締まる思いでございます。

後期高齢者医療制度が開会いたしました、平成20年の4月の前後、平成19年2月から20年6月の間も、この会に参加をさせていただいておりました。当時は、生まれてまもなく、色々な問題を協議する前に、まず制度の存続自体が進むんだろうかというような議論がされていたのが事実でございました。

そういう中で、現在は、制度が安定してきたものと思っておりますが、今後とも議員各位の御支援と御協力を賜りながら、公正な議会運営を心がけたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（金子和彦）

これからは、お手元にお配りしている追加議事日程（第1号の追加1）により議事を進めて参りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第１ 「議席の指定について」

○議長（金子和彦）

それでは、日程第１「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第４条第１項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席とします。

なお、本日の会議録署名議員として２番元田議員，２１番佐中議員を御指名いたします。

△ 日程第２ 「会期の決定について」

○議長（金子和彦）

それでは、日程第２「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日１日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日１日間と決定いたします。

この際、御報告いたします。

理事者側の説明員として、伊藤広域連合長，高見代表監査委員，山本広域連合事務局長，竹田事務局次長兼総務課長，山川業務課長，総務課南企画財政係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました例月出納検査結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

△ 日程第３ 「議案第９号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（金子和彦）

次に、日程第３「議案第９号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、北川一清議員の退席を求めます。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（伊藤吉和）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

ただいま上程されました議案第９号について御説明を申し上げます。

本案は、加藤忠二氏の監査委員の辞職に伴いまして、現在欠員となっております広域連合議員選出の監査委員として北川一清氏を選任することについて、御同意をお願いするものでございます。

議案書（人事案件）の履歴書にございますように、北川一清氏は、現在、呉市議会副議長の職を務めておられ、知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。

本件を同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金子和彦)

御異議がないものと認めます。よって、本件は同意されました。
退席中の北川議員の入場を許可いたします。

○議長(金子和彦)

北川議員の選任については、同意されました。

△ 日程第4 「議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長(金子和彦)

次に、日程第4「議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。
本件の説明を求めます。

◎広域連合長(伊藤吉和)
(挙手)

○議長(金子和彦)
広域連合長。

◎広域連合長(伊藤吉和)

ただいま上程されました議案第10号について御説明を申し上げます。
本案は、現在1名欠員となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。
議案書(人事案件)の履歴書にございますように、小坂眞治氏は、平成20年10月に安芸太田町長に就任され、学識、経験ともに豊かな方であることから副広域連合長として適任と存じます。
何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。
本件を採決いたします。
本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議がないものと認めます。よって、本件は同意されました。
なお、本日、安芸太田町の小坂町長は公務のため、欠席されております。

△ 日程第5 「議案第11号 専決処分の承認について（平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」

○議長（金子和彦）

次に、日程第5「議案第11号 専決処分の承認について（平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただいま上程されました議案につきまして御説明を申し上げます。

議案書の１ページをお開きください。

「議案第 11 号 専決処分の承認について（平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））」でございます。

この補正は、高額な医療費について全国の広域連合で共同して負担することにより、リスクの分散を図ることを目的とした平成 24 年度特別高額医療費共同事業拠出金の額の確定に伴い、歳出予算の不足が生じることによるもので、支払いの通知があった日から支払いの期限までの期間が短く、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものでございます。

４ページ、５ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございますが、まず５ページの歳出を御覧ください。

「４款 特別高額医療費共同事業拠出金」「１項 特別高額医療費共同事業拠出金」に 179 千円を追加するとともに、この財源とするため、同額を４ページの歳入の、「８款 繰入金」「２項 基金繰入金」へ追加しております。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総員。よって、本件は承認されました。

△ 日程第 6 「議案第 12 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」

○議長（金子和彦）

次に日程第 6 「議案第 12 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」を議題とします。

本件の説明を求めます。

なお、本件の説明につきましては、長くなりますので、座って説明していただいて結構です。

◎広域連合事務局長（山本宏治）
（挙手）

○議長（金子和彦）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

「議案第 12 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」について、御説明申し上げます。

私が議案書について説明し、別冊 2 の歳入歳出決算書附属書類及び別冊 3 主要な施策の成果説明書について事務局次長及び業務課長に説明させます。

それでは、議案書の説明に移らせていただきます。議案書の 7 ページ、8 ページを御覧ください。一般会計の歳入でございます。

一番下の合計の欄でございますが、予算現額が 9 億 9,957 万 5 千円、調定額、収入済額ともに 8 億 8,278 万 7,544 円でございます。

次の 9 ページ、10 ページを御覧ください。

歳出につきましては、同じく一番下の合計の欄でございますが、予算現額は 9 億 9,957 万 5 千円、支出済額は 8 億 8,278 万 7,544 円、不用額は 1 億 1,678 万 7,456 円でございます。

先ほどの歳入の収入済額から支出済額を差し引いた、表の下、欄外に記載しております歳入歳出差引残額は 0 円となります。

以上、議案書の一般会計について御説明申し上げます。

次に、附属書類の説明をさせます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）
（挙手）

○議長（金子和彦）
事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

それでは、私の方から別冊２歳入歳出決算書附属書類によりまして一般会計の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

それでは、１ページ、２ページをお開きください。

まず、歳入でございます。款ごとに説明をさせていただきます。

まず、「１款 分担金及び負担金」の収入済額、これは右のページでございますけれども、８億３,９６５万１千円で、全額が２３市町からの事務費分賦金でございます。

次に、「２款 国庫支出金」でございますが、保険料不均一賦課負担金及び後期高齢者医療制度事業費補助金でございます。収入済額は、３３３万８,２８５円でございます。

「３款 県支出金」は保険料不均一賦課負担金で、収入済額は３２２万４,２８５円でございます。

続いて、「４款 財産収入」は、全額が基金の運用によります利子の収入で、収入済額は３５万４,９２８円でございます。

「５款 寄付金」は、実績がございません。

続いて３ページ、４ページをお開きください。

「６款 繰入金」は、財政調整基金等の繰入金で、収入済額は３,５６５万４,８９７円でございます。

「７款 繰越金」の収入済額は２２万１,０００円、次の「８款 諸収入」の収入済額は３４万３,１４９円となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

５ページ、６ページをお開きください。

まず「１款 議会費」でございますが、広域連合議会の開催に係る経費で、２回の定例会に対しまして支出済額は８２万８,７２５円、不用額は１０７万６,２７５円でございます。

次の「２款 総務費」でございますが、職員手当等あるいは消耗品費や光熱水費などの需用費、そのほか職員の給料等の負担金をはじめとする総務管理費、そのほか次のページでございますけれども選挙費、監査委員費で、支出済額は２億７,４７７万３,７９０円でございます。不用額１,０７４万６,２１０円のうち、４６２万１,６９６円は職員手当等でございます。これは、職員の時間外勤務手当の執行が予算の４４%にとどまったことによるものでございます。

続きまして、９ページ、１０ページをお開きください。

「３款 民生費」でございます。特別会計への繰出金で、支出済額は６億７１８万５,０２９円、不用額は９,９８０万１,９７１円でございます。

不用額９,９８０万１,９７１円は、特別会計の事務費の減に伴うものでございます。

「４款 公債費」及び「５款 予備費」は実績がございません。

続いて、１１ページをお開きください。

こちらは、一般会計の「平成２４年度 実質収支に関する調書」でございます。

議案書で説明させていただきましたように、「3 歳入歳出差引額」，及び「5 実質収支額」とも0でございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

次に、特別会計の決算について御説明申し上げます。

議案書に戻っていただきまして、11 ページからの歳入でございます。

13 ページ、14 ページをお開きください。

表の一番下の合計欄でございますが予算現額が3,671 億9,336 万9,000 円、調定額が3,572 億1,883 万6,548 円、収入済額が3,571 億9,996 万5,030 円、収入未済額が1,887 万1,518 円でございます。

次に15 ページから18 ページにかけての歳出でございます。

17 ページ、18 ページをお開きください。

歳出合計につきましては、予算現額が3,671 億9,336 万9 千円、支出済額は3,531 億4,010 万5,341 円、不用額は140 億5,326 万3,659 円でございます。

先ほどの歳入の収入済額から支出済額を差し引いた、表の下、欄外に記載しております歳入歳出差引残額は40 億5,985 万9,689 円となり、平成25 年度に繰り越します。

次に、附属書類の説明をさせます。

◎業務課長（山川聡吉）

（挙手）

○議長（金子和彦）

業務課長。

◎業務課長（山川聡吉）

それでは、別冊2 歳入歳出決算書附属書類の後期高齢者医療特別会計について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

12 ページ、13 ページをお開きください。

「1 款 市町支出金」は、市町が被保険者から徴収した保険料と、医療給付の12 分の1 相当分の市町負担金で、収入済額が568 億8,093 万5,899 円でございます。なお、平成24 年度の現年度分の保険料収納率は99.40%で前年度の99.37%に

比較して 0.03 ポイント上昇しております。

「2 款 国庫支出金」は、医療給付費の 12 分の 3 相当分の国庫負担金や、広域連合間の財政調整を目的として交付される調整交付金などの国庫補助金で、収入済額が 1,171 億 6,323 万 9,680 円でございます。

14 ページ、15 ページに移りまして、「3 款 県支出金」、これは、医療給付費の 12 分の 1 相当分及び高額医療給付費に対する県負担金及び県に造成されております財政安定化基金交付金で、収入済額が 321 億 1,579 万 9,202 円でございます。

「4 款 支払基金交付金」は、医療給付費の 10 分の 4 相当分が、現役世代が加入する健康保険組合等から社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、収入済額が 1,480 億 7,058 万 9 千円でございます。

16 ページ、17 ページをお開きください。

「5 款 特別高額医療費共同事業交付金」は、全国の広域連合が参加して国保中央会が実施している当該共同事業に拠出し、著しく高額な医療給付費が発生した場合に、国保中央会から交付される交付金で、収入済額が 5,955 万 8,240 円でございます。

「6 款 財産収入」は、基金の利子収入で、収入済額が 126 万 8,379 円でございます。

「8 款 繰入金」は一般会計及び基金からの繰入金で、収入済額は 25 億 1,519 万 3,519 円でございます。

続いて、18 ページ、19 ページをお開きください。

「9 款 繰越金」の収入済額は 45 万 6,008 円で、「10 款 財政安定化基金借入金」の実績はございません。

「11 款 諸収入」は、延滞金、預金利子、交通事故など第三者の行為により治療を受けた場合の第三者納付金等を収入したもので、収入済額は 3 億 9,292 万 5,103 円で、収入未済額が 1,887 万 1,518 円でございます。

これは、医療機関等の窓口での一部負担割合が 1 割から 3 割に変更となった場合などに、被保険者に医療給付費の差額分を請求したものが、一部未納となっているものと、中国四国厚生局等の指導により、医療機関に対する診療報酬の返還を求めたもので、その 2 医療機関分が収入未済額の約 93%を占め、1,711 万 6,305 円となっております。

2 医療機関については、納付計画に基づき計画的に納付されており、その他については、計画的な納付に向け折衝を続け、1 日も早い完納となるよう努めて参ります。

続きまして、歳出について御説明いたします。22 ページ、23 ページをお開きください。

「1 款 総務費」は、給付事業等の運営のための事務経費で、支出済額は 6 億 5,168 万 7,947 円、不用額は 7,370 万 9,053 円で、このうち 2,957 万 4,685 円は、標準システム機器更改に伴う使用料及び賃借料が見込みより下回ったことによるものです。

続いて、24 ページ、25 ページをお開きください。

「２款 保険給付費」は、療養給付費を中心とした被保険者への給付費と審査支払い手数料で、支出済額は 3,476 億 4,139 万 6,873 円、不用額は 139 億 423 万 8,127 円で、予算現額の 3.8%を占めております。

続いて、26 ページ、27 ページをお開きください。

「３款 県財政安定化基金拠出金」の支出済額は、国・県と同額の 3 億 3,269 万 4,466 円でございます。

「４款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、全国の広域連合が参加して国保中央会が実施している当該共同事業に対する拠出金で、支出済額は 7,270 万 7,382 円、不用額は 1,618 円でございます。

「５款 保健事業費」は、市町が実施した健康診査事業や健康増進事業などの保健事業に対する補助金を交付したもので、支出済額は 2 億 7,437 万 1,963 円、不用額は 3,760 万 5,037 円でございます。

不用額 3,760 万 5,037 円は、市町の補助事業費が見込みを下回ったことによるものでございます。

「６款 基金積立金」は、後期高齢者医療給付準備基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金で、支出済額は 31 億 409 万 1,553 円、不用額は 28 万 8,447 円でございます。

続いて、28 ページ、29 ページをお開きください。

「７款 公債費」の実績はございません。

「８款 諸支出金」は、国庫負担金の返還金や保険料還付金等で、支出済額は 10 億 6,315 万 5,157 円、不用額は 755 万 8,843 円でございます。

不用額 755 万 8,843 円のうち 755 万 4,882 円は、保険料還付金が見込みを下回ったことによるものです。

「９款 予備費」の実績はございません。

続いて、30 ページをお開きください。

特別会計の平成 24 年度実質収支に関する調書でございます。

議案書で説明させていただいたとおり、「３ 歳入歳出差引額」、及び「５ 実質収支額」とともに 40 億 5,985 万 9 千円でございます。

この約 40 億円については、国庫支出金などの概算交付額が多かったことにより、決算時点で清算に伴う返還分の 25 億円を保有しております。

また、医療給付費の伸びが見込みよりも低かった一方、県が設置している財政安定化基金を計画どおり 25 億円交付されたことにより 15 億円程度の収入超過になったことなどによります。

このため、この度、補正予算案でお願いします国庫支出金等の返還財源とするほか、残額は給付準備基金に積み立てることとしています。

続いて、31 ページをお開きください。

財産に関する調書でございますが、「４ 基金」につきましては、平成 24 年度末の時点での基金残高は、財政調整基金が 3 億 7,874 万 2 千円、後期高齢者医療制度臨時特例基金が 22 億 3,080 万 2 千円、後期高齢者医療給付準備基金が 33 億 7,266 万 5 千円となっております。

以上で、歳入歳出決算書附属書類の説明を終わらせていただきます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

（挙手）

○議長（金子和彦）

事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

失礼します。それでは最後に、別冊3平成24年度主要な施策の成果説明書について主なものを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

まず一般会計の関係でございます。4ページをお開きください。

「（2）後期高齢者医療特別会計繰出金事業」でございます。

これは特別会計で行う、給付事業に要する事務費の財源、不均一賦課に伴う保険料収入減の影響分の補填財源とするため、民生費として一般会計から特別会計へ6億718万5,029円を繰り出したものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。

特別会計の関係でございます。

まず、「（1）後期高齢者医療広報事業」でございます。後期高齢者医療制度の周知に係る広報活動を行い、制度の円滑な運営を図ったものでございます。

平成24年度は、7月に被保険者証更新を周知するポスターを作成・配布するとともに、パンフレットを作成し、被保険者証の更新に合わせて全被保険者に送付いたしました。

続いて、14ページをお開きください。「（3）医療費適正化対策事業」でございます。

医療費の適正化を図るために、表の中にございますように、まず、レセプト点検は、国保連合会へ委託し、横覧及び縦覧点検や、交通事故等の第三者行為のレセプトの抽出、レセプトデータの修正や返戻レセプトの抽出などを行ったもので、その欄の参考欄にございますように、平成24年度は、16億7,423万8千円の給付費削減を図ることができました。

続いて、医療費通知でございますけれども、これは年3回に分け、延べ100万件の通知を行ったものでございます。

また、ジェネリック医薬品希望カードを新規加入者へ被保険者証送付あるいは受渡時に配付し、後発医薬品の周知を図るとともに、その次のページ、15ページにございますように、平成24年度から新たに後発医薬品差額通知を実施し、後発医薬品の利用を促進することによって、医療保険財政の改善及び被保険者の自己負担の軽減を図りました。

平成24年度につきましては、7月に3万6,097人に通知をし、このうち約40%に当たる1万4,672人が後発医薬品に切替え、切替効果額は月額に直しまして、

2,312万円、年額に換算し2億7,744万円を見込んでおります。

続いて、16ページをお開きください。

「（４）療養諸費事業」でございます。

表のとおり療養給付費のほか、コルセット等治療用装具の作成や、医師の指示によるはり・きゅう、あんま、マッサージなどの療養費、緊急やむを得ない場合に医療機関等へ移送された場合の移送費の給付を行い、この表の下から３行目、右から２列目の欄にございますように、合計で3,328億3,961万5,196円の負担額となっております。

また、国保連合会に委託し、レセプトの審査等や医療機関への支払いを行っております。

18ページをお開きください。

「（５）高額療養諸費事業」でございます。

月間で自己負担限度額を超えた場合の高額療養費、そして年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が基準額を超えた場合の高額介護合算療養費といたしまして、上段の表の合計のとおり、129億9,013万2660円の給付を行ったものでございます。

先ほど御説明いたしました療養給付費、療養費、移送費と、この高額療養費及び高額介護合算療養費を合わせた、保険者の負担した医療給付費は、下の参考の表の合計欄のとおりとなっております。全体で3,458億2,974万7,856円、１人当たり96万4,496円となっております。

続いて、19ページに移りまして、「（６）葬祭費事業」でございます。被保険者が死亡した場合、葬祭執行者に対しまして3万円を支給するもので、平成24年度は合計で2万1,216件、6億3,648万円を支給しております。

21ページをお開きください。

「（８）健康診査費補助事業」でございます。これは、市町が実施した後期高齢者の健康診査事業に対し、補助金を交付し、受診を促進したものでございます。

受診者数は、2万3,019人、受診率は、7.97%で、23年度に比べて、1,403人、0.35ポイントの増となっております。

続きまして、22ページをお開きください。

「（９）健康増進費補助事業」でございます。これは、市町が実施した人間ドック等の費用助成を始め、スポーツ大会運営費助成など、この表のとおり、6つの区分の後期高齢者の長寿・健康増進事業に対しまして、補助金を交付し、被保険者の健康づくりを促進したものでございます。平成24年度は、前年度より5事業多い36事業で、1億9,474万7,963円の事業を行っております。

以上で「議案第12号 平成24年度 広島県後期高齢者医療広域連合 歳入歳出決算認定」についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、認定を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採

決したいと思います。

◆ 2 1 番（佐中十九昭議員）

議長。発言通告をしていないのですが発言をさせていただきたいのですが。

○議長（金子和彦）

どういうふうな。

◆ 2 1 番（佐中十九昭議員）

質疑について。決算書について、発言をさせてほしいのですが。

○議長（金子和彦）

佐中議員に申し上げますが、通告をいただくように取決めになっております。本日は通告がありませんので、御遠慮願います。

◆ 2 1 番（佐中十九昭議員）

通告が無い者は一番最後に、通告が無くても発言ができるという規定があるのですが、それは適用できないのですか。

○議長（金子和彦）

一応、申合せによってそういう取決めになっておりますので。次回の全員協議会で討議をするようになっておりますので、今回は御遠慮願います。

○議長（金子和彦）

それでは採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総員。よって、本件は認定されました。

△ 日程第 7 「議案第 13 号 広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について」

○議長（金子和彦）

次に、日程第 7 「議案第 13 号 広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について」を議題といたします。
本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）
（挙手）

○議長（金子和彦）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第 13 号 広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について」でございます。

別冊 5 の議案資料の 1 ページをお開きください。

1 の改正の理由でございます。

地方税法の一部が改正され、延滞金の割合が見直されたことに伴い、同法に準じた措置を講じるなど、必要な改正を行おうとするものでございます。

2 の改正の内容でございます。

現在の延滞金の割合は、納期限後 1 か月以内は年率 7.3%で、その後は、年率 14.6%とされております。

その上で、納期限後 1 か月以内については、特例として、当分の間、商業手形の基準割引率に 4%を加えた割合となっております。

今回の改正では、当分の間、国内銀行の貸出約定平均金利に 1%を加算した特例基準割合に、納期限後 1 か月以内については、1%を加算し、その後については、7.3%を加算した割合とするもので、それぞれ、上限は本則の割合の 7.3%と 14.6%とするものです。

従いまして、仮に国内銀行の貸出約定平均金利が 1%の場合には、納期限後 1 か月以内については 3%、その後については、9.3%になります。

なお、国内銀行の貸出約定平均金利は前年の 12 月 15 日までに財務大臣から告示されることになっております。

また、併せて字句の一部を改正するものでございます。

施行期日でございます。

延滞金の割合の適用については、平成 26 年 1 月 1 日、字句の一部改正については公布の日でございます。

以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 8 「議案第 14 号 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」

○議長（金子和彦）

次に、日程第 8 「議案第 14 号 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただ今上程されました議案について、御説明申し上げます。

「議案第 14 号 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」でございます。

議案書の 21 ページ及び 22 ページをお開きください。

歳入歳出予算それぞれに 904 万 6 千円を追加し、同額を減額するもので、差引補正額は 0 円となっております。

その内容につきましては、別冊 6 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）説明書を御覧ください。

3 ページ、4 ページでございます。

まず 4 ページの歳出でございますが、職員が使用しているパソコンの更新時期を迎え、また、パソコンの基本ソフトであるウィンドウズ X P のサポートが平成 26 年 4 月に終了し、セキュリティ上の問題が生じることから、更新のための費用として、総務管理費に備品購入費など 3 節合計で 904 万 6 千円を追加計上するとともに、この度の国の給与減額要請に伴い職員の派遣元の県・市・町において給与が減額され、派遣職員給料等負担金が減額になりますので、その一部として、総務管理費に 904 万 6 千円を減額計上するものでございます。

従いまして、補正額の合計は歳入・歳出ともに 0 円で、合計額は歳入・歳出とも補正前と同額の 10 億 8,726 万 3 千円とするものでございます。

以上、上程されました議案につきまして御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 9 「議案第 15 号 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」

○議長（金子和彦）

次に、日程第 9 「議案第 15 号 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第 15 号 平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

議案書の 24 ページをお開きください。

平成 25 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 47 億 8,364 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,914 億 635 万 5 千円とするものでございます。

この補正の主なものは、平成 24 年度市町負担金、国庫負担金等の精算に伴い、追加納付される額及び返還する額の計上、平成 24 年度決算剰余金を繰越金計上、後期高齢者医療給付準備基金への積立金の計上などでございます。

内容につきましては、25 ページをお開きください。

歳入でございますが、「1 款 市町支出金」「1 項 市町負担金」の補正額の欄 6 億 9,712 万 1 千円の追加は、平成 24 年度の市町負担金の精算に伴い、市町から広域連合へ追加納付となる額を計上するものでございます。

「2 款 国庫支出金」「1 項 国庫負担金」の 81 万 6 千円の追加は、平成 24 年度の高額医療費負担金の精算に伴い、国から広域連合へ追加納付となる額を計上す

るものでございます。

「３款 県支出金」「１項 県負担金」の 81 万 6 千円の追加は、平成 24 年度の高額医療費負担金の精算に伴い、県から広域連合へ追加納付となる額を計上するものでございます。

「９款 繰越金」「１項 繰越金」の 40 億 5,985 万 8 千円の追加は、前年度の決算剰余金を計上するものでございます。

「11 款 諸収入」「１項 延滞金、加算金及び過料」の 33 万 2 千円の追加及び「３項 雑入」の 2,470 万 5 千円の追加は、平成 24 年度の健診事業補助金、保険料還付金等の精算に伴う、市町からの返還金などを計上するものでございます。

続きまして、26 ページを御覧ください。

歳出でございますが、「６款 基金積立金」「１項 基金積立金」の 29 億 8,632 万 9 千円の追加は、先ほど説明いたしました、40 億円余りの繰越金のうち、市町負担金の精算に伴う返還金への充当残額や、同じく精算により市町から追加納付を受けた額を後期高齢者医療給付準備基金へ積立てるものでございます。

「８款 諸支出金」「１項 償還金及び還付加算金」の 17 億 9,731 万 9 千円の追加は、平成 24 年度の市町負担金等の精算に伴い、広域連合から市町等へ返還する額を計上するものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、議案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 10 「一般質問」

○議長（金子和彦）

日程第 10「一般質問」についてを議題といたします。

21 番佐中議員と 28 番片山議員より発言の通告がございました。

なお、申合せにより、議席番号順に質問をお願いいたします。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（金子和彦）

21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

海田町選出の佐中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

一般質問をさせていただきます。広島県後期高齢者医療広域連合の市町の保険料軽減と徴収事務の援助・指導についてお尋ねをいたします。

平成 23 年度決算において広島県は被保険者数 35 万 6,204 人、滞納被保険者数 3,427 人、短期被保険者証交付数は、3 か月未満も 6 か月未満も 0 で、6 か月以上 881 件となっております。延滞金徴収被保険者は 952 名で、徴収金額は 422 万 7,046 円であり、滞納状況は 140 人で 1,028 万 6 千円であります。減免状況は 75 件申請され、減免実数は 69 件となっております。

保険料は均等割部分の、平成 22・23 年度は年 4 万 1,791 円、平成 24 年・25 年度は年 4 万 3,735 円であり、そして 1 人当たりの所得割平均保険料は平成 21 年度、5,092 円、平成 22・23 年度は 5,213 円、平成 24・25 年度は 5,603 円であります。保険料の徴収率でみると、平成 23 年度 98.34%で全国で 17 番目であります。さらに広島県内 23 市町の平成 23 年度徴収収納率を見ると、普通徴収率が 100%は 1 町だけで、1 番低いのは 97.13%でございます。

そこで具体的にお尋ねをいたします。

質問 1。保険料は高齢者の人口増と医療給付費をそのまま反映させる仕組みになっているため、際限無く保険料が引き上げられることになっています。これまでも基金の取崩しなど、一定程度の軽減策が講じられていますが、さらに低所得者の負担を軽減するために、広域連合として具体策を検討されておりますのかどうかお尋ねをいたします。

質問 2。当広域連合では徴収事務は市町の事務として位置づけられております。一番大変な徴収事務、これを市町にまかせている状況について、どのようにお考えですか。お尋ねいたします。

質問3。平成23年度の不納欠損額は3,358万円あります。滞納処分への対応が各市町で異なっており、現実にはわずかな預貯金・生命保険・不動産等から差押えが行われております。生活困窮者から無理やり取り立てることの無いよう、広域連合としても実態把握をし、滞納に関する基準や指針を示す必要があると考えます。広島県後期高齢者医療保険料徴収対策実施計画に基づき、各市町の徴収事務に対する援助・指導はどのように行っておりますか。お尋ねをいたします。

以上です。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただいま3点の御質問をいただきました。

まず1点目でございますけれども、保険料負担軽減の具体策の検討はどうかということでございます。

これにつきましては、前年度の、先ほど説明いたしました、繰越金を給付準備基金に積み立てた上で、ただ今御指摘がありましたように取崩しを行う、あるいは県の財政安定化基金からの交付などにより対応しているところでございます。

更なる負担軽減を実施するためには、軽減のための財源が必要でございます。後期高齢者医療制度において広域連合の唯一といえる自主財源は、その保険料でございます。保険料の軽減・引下げのためには保険料の引上げが必要ということになりますので、独自での更なる軽減策は困難であると考えております。

2点目に徴収事務を市町に任せている状況をどう考えるかという御質問がありました。

広域連合は構成する団体の事務を共同して広域的に行うために設置されております。後期高齢者医療広域連合が行う事務には高齢者の医療の確保に関する法律において保険料の徴収の事務は除くこととされており、徴収の事務は各市町個別の事務となっております。

その上で答弁をいたしますと、保険料の徴収事務は、被保険者お一人お一人の実情の把握が必要な面がございますので、住民との接点が多い市町において担当している現状が適当であると考えております。

前の質問の答弁で申し上げましたとおり、徴収事務は各市町の事務でございますが、保険料の賦課を担う広域連合といたしましては、市町に収納率のより一層の向上に努めていただき財源を確保していただきたいということで、県の助言を求め、市町・県・広域連合一緒になって、先ほどお話のございました収納対策実施計画を定めたものでございます。

広域連合といたしましては、この計画の取りまとめ、各市町の状況把握と情報提

供・パンフレットの作成・配布などを行っております。指導につきましては、県から随時市町を訪問するなど対応されているところでございます。

以上でございます。

○議長（金子和彦）

再質問があればお願いいたします。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（金子和彦）

21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

再質問ですけれども、市町への指導・援助あるいは徴収事務について、先ほど決算で審議いたしましたけれども、その中にですね、不納欠損収入未済額、これが全く 0 なんですよね。市町が徴収の義務を負っていますよね。それで関連している。それで市町が徴収事務の責任をもってやる。広域連合の方には不納欠損であるとか、あるいは収入未済額は全く関係ないんですか。これは 0 になっていますので。そうするとですね。市町に対する援助・指導、まったくこれを放棄するのと同じだというふうに考えるんですけど。3 番目の質問でそのことを問い正したんですが。

この決算との関係からいうとちょっと私疑問に思うんですが、それはどうなんですか。お尋ねします。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

先ほど申し上げましたように、賦課いたしました我々といたしましては、財源を確保していくということが非常に重要だと思っており、したがって、市町と情報を取りながら連携をしながら計画を立てつつ、それぞれの市町の実情に応じた形で、収納率を上げていただくようお願いをするとともに、その辺りの共有できるところは共有していくことで、広報に努めたり、それぞれの保険料の通知等を行う時にパンフレット等入れていただくよう行っているところでございます。実質的にはそれぞれの市町の実情に応じた形で住民の方の状況把握していただきたいというふうに考えております。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（金子和彦）
佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

そうするとですね、地方自治法に定める公法上の債権、予算上では調定額にして全部 0 に算定されているんです。

しかし、予算現額に併せると 24 年度では 33 億不足をしているんです。そうすると、例えば債権管理の問題で、ここの広域連合は全く関連をしないのかどうか、市町村にまかせておるのかどうか。この決算上ではそうなっているんですね。しかし、我々は不公平なこういう負担があったり、100%徴収したところもあれば、97%というところもあります。広域連合で債権管理は適用されないのかどうか、お尋ねいたします。

◎広域連合事務局長（山本宏治）
（挙手）

○議長（金子和彦）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

広域連合の収入は市町負担金でございまして、その市町負担金の財源として保険料の収入があると保険料の負担金ということになっておりますので、その辺りは御理解いただきたいと思いますと考えております。

ただ、おっしゃるとおり、繰り返しになりますけれど、賦課しておりますし、我々の貴重な財源となるところでございますので、それは各市町とも一緒になってですね、歳入策をできるだけ練ってまいりたいと考えております。

○議長（金子和彦）
これで佐中議員の一般質問は終わります。
次の一般質問に移ります。
28 番片山議員。

◆ 28 番（片山元八郎議員）

28 番神石高原町議会選出の片山でございます。
2 点質問をいたします。

第 1 点目は、元気な後期高齢者の支援策をもっと講じたらどうかと。福祉と医療、そういう縦割りの行政を廃して多面的に元気な後期高齢者を助成していく。

例えば、先般、私は南アメリカのブラジルを8日間訪問いたしました。サンパウロで私の親戚が700km離れたパラナ州からやってまいりまして、お年は74歳。ブラジルでは65歳以上はバスの料金が無料だそうです。地下鉄も無料。私の見たところでは、日本と比べるとまだまだブラジルといった開発途上国かなと思ったんですが。それほどですね、お年寄りが元気なんです。ということは、これは出歩く、これは元気の証拠でございます。そういったことにもっと施策の方針を注いではどうかということが第1点でございます。

第2点目ですが、関連しまして、2世のですね、親戚の入所している看護の施設を訪問いたしましたけれども、そこではですね、3段階の病気というか療養の程度によってですね、分けられて、きめ細かな施策が行われておりました。2世ですからもちろん病室等の表示も全部日本語でございますし、施設長は福島県出身の2世の方でございましたが、そういうきめ細かな老後が送れるような施策が講じられていました。もっと我が国においてもそういうことが必要ではないかという2点の質問でございます。

答弁願います。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

まず、元気な高齢者の支援ということでございました。

これにつきましては先ほど主要施策のところでお説明をさせていただきましたけれども、健康増進事業など市町の行う事業に対しまして補助金を支給いたしまして市町の実情に合った事業に取り組んでいただくということにいたしております。

それから、縦割りを廃してということがございましたけれども、広域連合につきましては、保険事業一つですので、その辺りは少し難しいところがあるかと思いますが、いずれにいたしましても、市町で取り組んでいただくこういった事業について補助金といった形で仕事をさせていただいておるところでございます。

それから、療養に関する取り組みでございますけれども、確かにおっしゃったように療養につきましては直接患者お一人お一人に向き合って対応されておりますので、きめ細かな対応ができるのかと思いますけど、我々保険者とは少し立場が違うのかというふうにも思っております。

終末医療とかにつきましては、国とか厚労省あるいは国会の方でさまざまな議論が始まっているということございますので、こういった動きもみながらこれから我々も考えていきたいと思っておりますけど、現状では少し難しいところもあるかと思っております。

◆ 28番（片山元八郎議員）
（挙手）

○議長（金子和彦）
片山議員。

◆ 28番（片山元八郎議員）

2回目の質問ですが、なぜ健康な後期高齢者を図っていくかと言うことの理由付けですけれども、ピンピンコロリということをいわれたことがあります。各人の人生の幕引きというのはいろいろございましょうが、多くは最後の最後まで元気でですね、できるだけ他人様の世話になるのをあるいは身内の世話になるのが少なくてすむように願っているのではないのかと思うのですね。

そのためには、元気だということ。例えば、広島市映像ライブラリーというのがありましてね。そこでは昔の映画をただで観せてくれました。まあ最近では250円出さないと65歳以上も観せてくれないようになったんですが、そういうふうな援助をしていけば出て行く元気も。そうすれば最後もうまくいくんではないのかなと私なりに考えるわけです。

それから、行政が頭に出てくるのは難しいと思いますが、やはり自分の人生の幕引きというようなことについても真剣に考えていかないと非常に高額な医療費が掛かっているわけですから、その点をですね、死生観というのはそれぞれ見解の分かれるところですが、啓発といいますか、そういうことも考えていかないと雪だるま式になって行くんじゃないのかと私は恐れております。

最後の質問でございます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）
（挙手）

○議長（金子和彦）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

おっしゃるとおりでございます。高齢者社会がこれほど進んでまいりますと、健康寿命の延伸というのは非常に重要なことだと思います。

したがって、先ほど取り組みなどを話しましたが、引き続き、市町と連携して健康診査であるとか健康増進事業に取り組んでまいりたいと思っております。

あわせて、医療費が高額になるという話がございました。医療費の適正化の面で我々も努力してまいりたいと考えております。

○議長（金子和彦）
それでは、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。
閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。
広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

お疲れ様でございました。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、御議決を賜りました。あらためて厚くお礼を申し上げます。
いろいろ御意見をいただきましたが、引き続き、我々としては、円滑な制度運営に向けまして、今後とも努力をしてまいりたいと考えております。
皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶にさせていただきます。どうもごくろうさまでございました。

○議長（金子和彦）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました
皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げます次第でございます。
これをもちまして、本定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後 2 時 49 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 金子 和彦

広島県後期高齢者医療広域連合議会副議長 小林 茂裕

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 元田 賢治

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 佐中 十九昭